

1 1 重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

本助成金は、措置の内容により次の8つの助成金に分けられます。

- I 障害者を入居させるための住宅を賃借することを助成する「重度障害者等用住宅の賃借助成金」
- II 障害者5人以上が入居する住宅に指導員を配置することを助成する「指導員の配置助成金」
- III 障害者に住宅手当を支払うことを助成する「住宅手当の支払助成金」
- IV 障害者5人以上の通勤のためのバスを購入することを助成する「通勤用バスの購入助成金」
- V 障害者5人以上の通勤のためのバスの運転手を委嘱することを助成する「通勤用バス運転従事者の委嘱助成金」
- VI 通勤援助者を委嘱することを助成する「通勤援助者の委嘱助成金」
- VII 自動車通勤を行う障害者のための駐車場を賃借することを助成する「駐車場の賃借助成金」
- VIII 自動車通勤を行う障害者のための自動車を購入することを助成する「通勤用自動車の購入助成金」

対象となる措置

本助成金は8つの助成金に分けられますが、それぞれ、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主または事業主団体が、次の1の対象障害者のために2の通勤対策を実施した場合に受給することができます。

1 対象障害者

本助成金の「対象障害者」は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主（事業主団体の場合は当該団体の構成員である事業主）によって雇い入れまたは継続して雇用される、次の（1）～（8）のいずれかに該当する者です。（※1）

- （1）重度身体障害者
- （2）3級の体幹機能障害者
- （3）3級の視覚障害者
- （4）3級または4級の下肢障害者
- （5）知的障害者
- （6）精神障害者
- （7）3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- （8）5級の次の障害を重複する者
 - ① 下肢障害
 - ② 体幹機能障害
 - ③ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害

※1「通勤用自動車の購入助成金」については対象障害者が異なりますので、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

2 通勤対策

本助成金の支給対象となる「通勤対策」の措置内容は8種類あり、それぞれに対応して次のⅠ～Ⅷの助成金に分けられます。

いずれも「通勤対策」の措置により、通勤が容易となり、雇用を継続することが認められるものであること。

(Ⅰ 重度障害者等用住宅の賃借助成金)

「対象障害者」の通勤を容易にするため、次の1および2に該当する住宅を賃借し、対象障害者を入居させること

- 1 対象障害者の障害に配慮した特別な構造または設備等を備えた住宅
- 2 世帯用住宅の場合、対象障害者が次の(1)～(4)のいずれかの者と同居する住宅
 - (1) 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
 - (2) 6親等以内の血族の者
 - (3) 3親等以内の姻族の者
 - (4) 上記のほか、機構がやむを得ないと認める者

注意 次の1～4のいずれかの場合は対象となりません。

- 1 親会社、子会社等の関係会社が所有する住宅を賃借する場合
- 2 対象障害者および申請事業主(代表者および役員含む)が所有する住宅を賃借する場合
- 3 対象障害者の障害特性に関わらず前住宅からの通勤が容易でない場合
- 4 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合

(Ⅱ 指導員の配置助成金)

「対象障害者」のために次の1と2の措置を実施すること

- 1 障害特性により通勤する事が容易でないと認められる5人以上の対象障害者を、それぞれの障害に配慮した特別な構造または設備等を備えた同一の住宅に入居させること
- 2 1の住宅に、対象障害者の通勤を容易にするための次の(1)～(3)のすべてに該当する指導、援助業務を行う指導員を配置すること
 - (1) 健康管理
 - (2) 生活指導
 - (3) その他、対象障害者の通勤上の課題を克服するために必要と認められる業務

注意 事業主等(代表者および役員等、労働者性を有しないと認められる者)が指導員となる場合は、対象となりません。

(Ⅲ 住宅手当の支払助成金)

自ら住宅を賃借し賃借料を支払う「対象障害者」に対して、住宅手当(※2、※3)を支払うこと

※2 住宅手当の支払いについて、賃金規程等で定めていることが必要です。

※3 他の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて支払う場合に限りません。

注意 次の1～3のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合
- 2 対象障害者の障害特性に関わらず前住宅からの通勤が容易でない場合
- 3 対象となる住宅が次の(1)～(3)のいずれかの所有の場合
 - (1) 申請事業主(代表者および役員含む)
 - (2) 対象障害者
 - (3) 申請事業主の親会社、子会社、関係会社

(IV 通勤用バスの購入助成金)

障害特性により通勤する事が容易でないと認められる5人以上の「対象障害者」の通勤を容易にするために、通勤用バスの購入を行うこと

注意 次の1～8のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転または設置したことにより通勤用バスを購入する場合
- 2 対象障害者の障害特性に関わらず住宅からの通勤が容易でない場合
- 3 中古または自社製品のバスおよび付属品を購入する場合
- 4 親会社、子会社、関係会社からバスを購入する場合
- 5 親会社、子会社、関係会社にバスの改造等を発注する場合
- 6 申請事業主等が自ら設計・改造・整備するバスの場合
- 7 対象障害者からバスを購入する場合、または対象障害者が所有するバスを改造等する場合
- 8 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合

(V 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金)

障害特性により通勤する事が容易でないと認められる5人以上の「対象障害者」の通勤を容易にするために、通勤時に使用するバスの運転手を委嘱すること

注意 次の1～5のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転または設置したことにより通勤用バスを購入して運転手を委嘱する場合
- 2 対象障害者の障害特性に関わらず住宅からの通勤が容易でない場合
- 3 申請事業主等(※4)がバス運転手となる場合
※4 代表者および役員等、労働者性を有しないと認められる者
- 4 バス運転手の業務をその雇用する労働者に委嘱する場合
- 5 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合

(VI 通勤援助者の委嘱助成金)

障害特性により通勤する事が容易でないと認められる「対象障害者」のために、次の1～5のい

れかに該当する場合に通勤援助者を委嘱すること

- 1 新たに対象障害者を雇い入れた場合
- 2 中途障害者の職場復帰の場合
- 3 障害が悪化したことにより、通勤援助が必要となった場合
- 4 通勤経路の変更を余儀なくされた場合
- 5 このほか、通勤援助者による援助が必要と認められる場合

注意 次の1～2のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 事業主等（代表者および役員等、労働者性を有しないと認められる者）が通勤援助者となる場合
- 2 通勤援助業務をその雇用する労働者に委嘱する場合

(VII 駐車場の賃借助成金)

障害特性により通勤することが容易でないと認められる「対象障害者」の通勤を容易にするために、次の1～3のすべてに該当する駐車場を賃借し、「対象障害者」に使用させること

- 1 対象障害者が通勤のために自ら運転する自動車を駐車させるための駐車場
- 2 対象障害者の障害に配慮した駐車場
- 3 勤務先や自宅に隣接または近隣に設置されている駐車場

注意 次の1～4のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 親会社、子会社等の関係会社が所有する駐車場を賃借する場合
- 2 対象障害者および申請事業主（代表者および役員含む）が所有する駐車場を賃借する場合
- 3 対象障害者の障害特性に関わらず、住宅から事業所まで自動車を使用しなければ通勤できない場合
- 4 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合

(VIII 通勤用自動車の購入助成金)

障害特性により通勤することが容易でないと認められる「対象障害者」の通勤を容易にするために、通勤用自動車の購入を行うこと

注意 次の1～8のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 事業所を公共交通機関による通勤が不可能な場所に移転または設置したことにより通勤用自動車を購入する場合
- 2 対象障害者の障害特性に関わらず、住宅から事業所まで自動車を使用しなければ通勤できない場合
- 3 中古または自社製品の自動車および付属品を購入する場合
- 4 親会社、子会社、関係会社から自動車を購入する場合
- 5 親会社、子会社、関係会社に自動車の改造等を発注する場合
- 6 申請事業主が自ら設計・改造・整備する自動車の場合
- 7 対象障害者から自動車を購入する場合、または対象障害者が所有する自動車を改造等す

る場合

8 対象障害者の障害特性による通勤上の課題を克服するための措置と認められない場合

対象となる事業主等

各助成金を受給する事業主等は、次の1～3を満たす必要があります。

- 1 助成金ごとに定められた「対象となる措置」を実施しなければ、「対象障害者」の雇入れまたは雇用の継続が困難であると認められること
 - 2 不正受給による障害者雇用納付金制度関係助成金の不支給措置がとられていないこと
 - 3 不正受給を行ったことにより返還金が生じている場合、当該返還の履行が終了していること
- ※Ⅳ及びⅤは事業主団体も対象となります。

支給額

本助成金は、Ⅰ～Ⅷの助成金ごとに次の額が支給されます。

（Ⅰ 重度障害者等用住宅の賃借助成金）

- 1 支給対象費用（※5）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、世帯用月10万円、単身用月6万円を上限とします。
- 3 支給対象期間は10年間です。当該期間を6か月単位で分けた支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間分がまとめて支給されます。

※5 住宅の支給対象面積 × 支給対象住宅の1㎡当たりの賃借料

（Ⅱ 指導員の配置助成金）

- 1 支給対象費用（※6）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、月15万円を上限とします。
- 3 支給対象期間は10年間です。当該期間を6か月単位で分けた支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間分がまとめて支給されます。

※6 指導員に通常支払われる賃金の時間単価 × 所定労働時間数

（Ⅲ 住宅手当の支払助成金）

- 1 支給対象費用（※7）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、対象障害者1人につき月6万円を上限とします。
- 3 支給対象期間は10年間です。当該期間を6か月単位で分けた支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間分がまとめて支給されます。

※7 対象障害者へ支払う住宅手当の額 - 他の労働者に支払う住宅手当の限度額

（Ⅳ 通勤用バスの購入助成金）

- 1 支給対象費用（※8）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、1台700万円を上限とします。

※8 バスの購入価格のほか、対象障害者数やバスの乗車定員数等により別途算出されます。詳しくは都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

（Ⅴ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金）

- 1 支給対象費用（※9）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、委嘱1回あたり6,000円を上限とします。
- 3 支給対象期間は10年間です。当該期間を6か月単位で分けた支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間分がまとめて支給されます。

※9 委嘱1回あたりの費用（同一日に行われる同一バス運転手への委嘱は1回として算定）

（Ⅵ 通勤援助者の委嘱助成金）

- 1 支給対象費用（※10）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、委嘱1回あたりの費用は2,000円、通勤援助に要した交通費は3万円を上限とします。
- 3 支給対象期間は1か月です。

※10 委嘱1回あたりの費用（同一日に行われる同一の通勤援助者への委嘱は1回として算定）と通勤援助に要した交通費の合計額

（Ⅶ 駐車場の賃借助成金）

- 1 支給対象費用（※11）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、月5万円を上限とします。
- 3 支給対象期間は10年間です。当該期間を6か月単位で分けた支給請求対象期間ごとに、当該支給請求対象期間分がまとめて支給されます。

※11 駐車場の賃借に要する費用 — 対象障害者から徴収する駐車場費用

（Ⅷ 通勤用自動車の購入助成金）

- 1 支給対象費用（※12）に3/4を乗じた額です。
- 2 ただし、1台150万円（対象障害者が1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円）を上限とします。

※12 車両本体価格、機構が認める付属品価格、および機構が認める改造等費用の合計額

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

1 受給資格認定申請

本助成金の受給資格の認定を受けるため、助成金ごとに次の3によって定められた期間内に、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出してください。

2 支給請求

1によって受給資格の認定を受けた後、各助成金ごとに次の3によって定められた期間内に、「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出してください。

3 各助成金ごとの申請・請求の期限

（Ⅰ 重度障害者等用住宅の賃借助成金）

- （1）受給資格認定申請の期限は、賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後までです。
- （2）支給請求の期限は、支給請求対象期間（6か月）の最終月の翌月末日までです。

（Ⅱ 指導員の配置助成金）

- 1 受給資格認定申請の期限は、指導員の配置を行う日の前日までです。
- 2 支給請求の期限は、支給請求対象期間（6か月）の最終月の翌月末日までです。

（Ⅲ 住宅手当の支払助成金）

- （1）受給資格認定申請の期限は、対象障害者以外の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超える住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して3か月後までです。
- （2）支給請求の期限は、支給請求対象期間（6か月）の最終月の翌月末日までです。

(Ⅳ 通勤用バスの購入助成金)

- (1) 受給資格認定申請の期限は、購入予定日（発注・契約日）の前日までです。
- (2) 支給請求の期限は、上記1の受給資格認定申請による認定日から起算して1年以内です。

(Ⅴ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金)

- (1) 受給資格認定申請の期限は、バス運転手を委嘱する日の前日までです。
- (2) 支給請求の手続きの期限は、支給請求対象期間（6か月の）最終月の翌月末日までです。

(Ⅵ 通勤援助者の委嘱助成金)

- 1 受給資格認定申請の期限は、通勤援助者を委嘱する日の前日までです。
- 2 支給請求の期限は、受給資格の認定日から2か月以内です。

(Ⅶ 駐車場の賃借助成金)

- (1) 受給資格認定申請の期限は、賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後までです。
- (2) 支給請求の期限は、支給請求対象期間（6か月）の最終月の翌月末日までです。

(Ⅷ 通勤用自動車の購入助成金)

- (1) 受給資格認定申請の期限は、通勤用自動車の購入予定日（発注・契約日）の前日までです。
- (2) 支給請求の期限は、1の受給資格認定申請による認定日から起算して1年以内です。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（Ⅰ・Ⅱ）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金を受給するためには、上記以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。